

交対協第 56-1 号
平成29年9月11日

埼玉県交通安全対策協議会各委員 様

埼玉県交通安全対策協議会会長
埼玉県知事 上 田 清 司

平成29年度夕暮れ時早めのライト点灯運動について（通知）

交通安全対策の推進につきましては、日ごろ格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会では、10月から12月までの3か月間、夕暮れ時早めのライト点灯運動を実施することといたしました。

つきましては、別添のとおり推進要領をお送りいたしますので、各委員におかれましても、運動の効果的な推進に御協力をお願いします。

担 当：埼玉県交通安全対策協議会 風間
電 話：048-825-2011
FAX：048-830-4757

平成29年度夕暮れ時早めのライト点灯運動

推 進 要 領

1 趣 旨

交通事故は、夕暮れ時から夜間の時間帯に多く発生する傾向があり、特に16時から18時の時間帯に最も多く発生しています。

そこで、夕暮れ時が早くなる10月から12月の3か月間に「夕暮れ時早めのライト点灯運動」を展開し、県民総ぐるみで交通事故防止を図るものです。

2 運動の重点

前照灯早めの点灯の普及

3 推進期間

平成29年10月1日（日）から平成29年12月31日（日）までの3か月間

4 重点推進日

毎月10日（毎月10日は交通安全日・自転車安全利用の日）

5 主唱

埼玉県交通安全対策協議会

6 実施結果の提出

推進要領に基づいて事業を行った場合についてのみ、別紙様式により、埼玉県交通安全対策協議会事務局あてに随時報告をするものとします。

【県の推進事項】

推進事項	具体的内容
1 推進体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県交通安全対策協議会との連携 ○関係機関・団体への協力依頼及び連携、活動支援
2 広報啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各種広報媒体を活用した広報 <ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ、電光掲示板等の活用 ・ポスターの作成、配布及び掲示 ・ラジオ等マスメディアの活用 ・デパートなどでの呼びかけの要請 ○イベント、会議等の機会における呼びかけ
3 地域での交通安全活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○夕暮れ時における自転車の街頭指導 ○お達者訪問大作戦の活用 ○交通安全シルバーリーダーの活用 ○市町村における交通安全活動の支援
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車（自転車・自動車）の前照灯早めの点灯 ○「早めの点灯マグネット・パネル」添付公用車の運行 ○職員の薄暮時の交通事故防止の徹底

【市町村の推進事項】

推進事項	具体的内容
1 推進体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村交通安全対策協議会等との連携 ○自治会、商店街等地域団体との連携、活動支援
2 広報啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○巡回広報車の運行 ○各種広報媒体を活用した広報 <ul style="list-style-type: none"> ・防災無線、有線放送の活用 ・庁内放送や窓口での来庁者への呼びかけ ・市町村広報紙、ホームページ、電光掲示板等の活用 ・ポスターの掲示 ○イベント、会議等の機会における呼びかけ ○学校、企業、自治会、地域団体等への情報提供
3 地域での交通安全活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○夕暮れ時における自転車の街頭指導 ○交通安全教室、講習会等の開催 ○交通安全母の会による世帯訪問活動の要請 ○交通指導員による児童に対する指導の要請

推進事項	具体的内容
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車（自転車・自動車）の前照灯早めの点灯 ○「早めの点灯マグネット・パネル」添付公用車の運行 ○職員の薄暮時の交通事故防止の徹底

【県警察の推進事項】

推進事項	具体的内容
1 推進体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○県、市町村、関係機関・団体との連携強化 ○関係機関・団体への協力・活動支援
2 広報啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各種広報媒体を活用した広報 <ul style="list-style-type: none"> ・大型電光標示広報塔等の活用 ・ラジオ放送による呼びかけ ・ポスターの掲示 ○イベント、会議等の機会における呼びかけ
3 地域での交通安全活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○夕暮れ時における自転車の街頭指導 ○自転車マナーアップ推進校における自主活動の推進 ○市町村における交通安全活動の支援
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車（自転車・自動車）の前照灯早めの点灯（10/1 から実施） ○「早めの点灯マグネット・パネル」添付公用車の運行 ○職員の薄暮時の交通事故防止の徹底

【埼玉県交通安全対策協議会委員の推進事項】

推進事項	具体的内容
1 構成員等への周知	<ul style="list-style-type: none"> ○機関誌等への掲載 ○職員研修会等の開催 ○社内放送等による呼びかけ
2 広報啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ポスターの掲示 ○店内放送等による事業所来場者への呼びかけ ○イベント、会議等の機会における呼びかけ
3 市町村等活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村等が主催する行事等への積極的な協力
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所自転車・自動車の前照灯早めの点灯